

議案第13号

三宅町交流まちづくりセンター設置条例の制定について

三宅町交流まちづくりセンター設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月3日提出  
三宅町長 森田浩司

## 三宅町交流まちづくりセンター設置条例

(設置)

第1条 三宅町の未来を育む交流まちづくり拠点として、多世代交流及び地域活動の活性化を図るとともに、地域の賑わいの創出と安心して生活できる地域社会の構築に寄与するため、三宅町交流まちづくりセンター”Mi i Mo” (以下「交流まちづくりセンター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	三宅町交流まちづくりセンターMi i Mo
位置	奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地

(休館日)

第3条 交流まちづくりセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(施設)

第4条 交流まちづくりセンターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) フリースペース
- (2) Mi i Moホール
- (3) コワーキングカフェ
- (4) まちキッチン
- (5) Mi i Mo食堂
- (6) 窓口コンシェルジュ
- (7) 図書フロア
- (8) 学童保育クラブ
- (9) コミュニティルーム
- (10) 子育て世代包括支援センター
- (11) Mi i Mo広場
- (12) 駐車場

2 学童保育クラブの設置及び管理については、三宅町放課後児童健全育成施設設置条例(平成17年三宅町条例第8号)に定めるところによる。

3 子育て世代包括支援センターの設置及び管理については、三宅町子育て世代包括支援センター実施要綱(平成14年11月三宅町要綱第13号)に定めるところによる。

(事業)

第5条 交流まちづくりセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交流の場の提供に関すること。
- (2) 交流まちづくりセンターの情報の発信に関すること。

(3) その他施設の設置目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第6条 交流まちづくりセンターを管理運営するため、センター長のほか必要な職員を置くことができる。

(使用の許可)

第7条 次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめセンター長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) Mi i Moホール（占有使用の場合に限る。）

(2) コワーキングカフェ

(3) まちキッチン

(4) コミュニティルーム

(5) Mi i Mo広場（占有使用の場合に限る。）

2 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(3) 施設又は設備等を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。

(4) その他センター長が不相当と認めるとき。

3 センター長は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(行為の制限)

第8条 交流まちづくりセンターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、センター長の許可を受けなければならない。ただし、前条第1項の許可を受けた事項に係るものについては、この限りでない。

(1) 火気の使用

(2) 寄附の募集

(3) チラシの配布

(4) 物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供

(5) その他規則で定める行為

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第9条 交流まちづくりセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあること。

- (2) 施設又は設備等を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあること。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) その他センター長が施設の管理上不適当と認めること。

(使用の許可の取消し)

第10条 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは第7条第3項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の条件を変更し、又は行為の中止若しくは交流まちづくりセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後に第7条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

2 前項の規定による取消し等によって生じた損害については、センター長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等の使用に係る料金(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。

2 使用料は、別表1に掲げる額の範囲内において、規則で定める。

(キャンセル料)

第12条 使用者は、その使用の申請を撤回するときは、別表2に掲げるキャンセル料を納付しなければならない。

2 キャンセル料は、別表に掲げる額の範囲内において、センター長が定めるものとする。

(使用料等の減免)

第13条 センター長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料及びキャンセル料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第10条第1項第4号の規定によりセンター長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
- (3) その他センター長が使用料の還付を行うべき特段の理由があると認め

るとき。

(施設又は設備の変更禁止等)

第15条 使用者は、施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入し、若しくは使用することはできない。ただし、センター長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第16条 使用者は、施設を許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第17条 交流まちづくりセンターの利用者は、使用が終わったとき、又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、故意若しくは過失により交流まちづくりセンターの建物、設備、備品等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は原状回復の義務を怠ったときは、センター長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第19条 センター長は、交流まちづくりセンターの来館者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(運営委員会)

第20条 交流まちづくりセンターに、三宅町交流まちづくりセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、委員20人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

3 運営委員会は、必要に応じて開催し、第4条の各号に掲げる施設の事業の円滑かつ効率的に運営できるよう調整、協議を行う。

4 前項に定めるもののほか運営委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第12条関係）

区分	限度額	
	単位	使用料
Mi i Moホール	1時間	2,400円
コワーキングカフェ	1人あたり1時間	100円
	1人あたり1日	500円
	1人あたり1か月	7,000円
まちキッチン	1時間	1,600円
コミュニティルーム1	1時間	1,600円
コミュニティルーム2	1時間	1,200円
Mi i Mo広場	1時間	2,400円

## 備考

- 1 1日とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とする。
- 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 4 冷暖房機器、附属設備、備品及びオプション等の使用料は、別に定める。

別表2（第13条関係）

区分	キャンセル料
利用予定日の前日までに キャンセルの申出をした場合	0円
利用予定日の当日に キャンセルの申出をした場合	使用料の半額
利用予定日の当日までに キャンセルの申出をせず、 施設を利用しなかった場合	使用料の全額